

【通所介護】

国が示している総合事業(介護予防・日常生活サービス事業)の典型例

区分	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	①現行の通所介護相当	②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③通所型サービスB (住民主体による支援)	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	現行の通所介護と同様のサービス 生活機能向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操・運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者+ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)

山陽小野田市の総合事業(介護予防・日常生活サービス事業)【平成28年10月時点の案であり、今後変更がまいります】

区分	現行の通所介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①予防給付型	②生活維持型	③短時間型	④いきいきデイサービス経過措置	⑤地域ふれあい型
サービス内容	現行の通所介護と同様のサービス	通所型サービスA-1 (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスA-2 (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスA-3 (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)
サービス提供者	通所介護事業者	社会福祉協議会、JA等		住民主体のボランティアグループ、NPO法人等	
対象となるケースとサービス提供の考え方	○「多様なサービス」の利用が難しいケース、不適切なケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケース	○通所介護事業者によるサービスの利用が必要と認められるケース ○状態が安定しているケース ※今後、可能な限り住民主体の支援の通所型サービスBや一般介護予防事業に移行していく ○入浴や食事、送迎が必要な場合 ○7時間程度 ○日常生活動作訓練		○現在、市の事業として実施している「いきいきデイサービス」利用者に対する経過措置として1年間実施。1年後、利用者はA-1、A-2、B型、一般介護予防事業等に移行。 ○住民主体のサービス提供により、閉じこもり等を防止していくとともに支え合いのきっかけをつくる	
人員、設備、運営基準	現行相当のサービスであるため、現在の介護保険制度による「介護予防通所介護」と同じ	「①予防給付型」の人員基準を緩和		「①予防給付型」の人員、設備、運営基準を緩和	
報酬単価等	○16,470円/月 (要支援1、事業対象者) ○33,770円/月 (要支援2、事業対象者で週2回程度の利用が必要な者) ○18,120円/月 (要支援2で週1回利用者)	○11,530円/月 (要支援1、事業対象者) ○23,640円/月 (要支援2、事業対象者で週2回程度の利用が必要な者) ○12,680円/月 (要支援2で週1回利用者)	○8,240円/月 (要支援1、事業対象者) ○16,890円/月 (要支援2、事業対象者で週2回程度の利用が必要な者) ○9,060円/月 (要支援2で週1回利用者)	○2,700円/回 (要支援1・2、事業対象者) ○運営費補助 週1回以上(目安:年40回以上) 上限 7,000円/月	
利用者負担額	介護給付費の利用者負担割合 サービス費の1~2割			1人1回あたり300円(食費に関しては事業者が実費徴収) 運営者が設定(無償も可)	

区分	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
	①現行の訪問介護相当	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD
サービス種別	訪問介護員による身体介護・生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
サービス提供者	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	ボランティア主体

山陽小野田市の総合事業(介護予防・日常生活サービス事業)(案【平成28年10月時点の案であり、今後変更がはいえま

区分	現行の訪問介護相当		多様なサービス	
	①予防給付型	②生活維持型	③生活補助型	④地域ふれあい型
サービス種別	現行の訪問介護相当サービス	訪問型サービスA-1 (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスA-2 (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)
サービス内容	現行の訪問介護と同様のサービス	介護保険法に準ずる生活援助サービス (生活援助サービスのみ)	介護保険法に準ずる生活援助サービス (簡易な生活援助サービスのみ)	住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助
サービス提供者	訪問介護事業者		シルバー人材センター・民間事業者等	住民主体のボランティアグループ、NP O法人等
対象となるケースとサービス提供の考え方	○認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状、行動を伴う者 ○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスを必要とする者 ○アセスメントの結果、身体介護が必要と判断された者等	○専門的な支援を伴う「生活支援」が必要と判断された者等	○専門的な支援を伴わない、部分的及び単独の簡易な支援を想定(買い物、掃除等簡易な生活支援サービス)	○専門的な支援を伴わない、部分的及び単独の簡易な支援を想定(ゴミ出し、電球の取替え、買い物代行、布団干し、灯油の継足し等)
人員、設備、運営基準	現行相当のサービスであるため、現在の介護保険制度による「介護予防訪問介護」と同じ	「①予防給付型」の人員基準を緩和	「①予防給付型」の人員、設備、運営基準を緩和	
報酬単価等	○週1回程度利用 2,660円/回 (要支援1・2、事業対象者) 月4回を超える場合は11,680円/月 ○週2回程度利用 2,700円/回 (要支援1・2、事業対象者) 月8回を超える場合は23,350円/月 ○週2回を超える利用 2,850円/回 (要支援2、事業対象者) 月12回を超える場合は37,040円/月	○週1回、週2回利用 1,830円/回 (要支援1・2、事業対象者)	○30分以上1時間まで 1,000円/回 (要支援1・2、事業対象者) ○30分未満 630円/回 (要支援1・2、事業対象者) *原則として週1回まで。ただし30分未満の利用に関しては必要に応じ週2回まで	○運営費補助 上限 5,500円/月
利用者負担額	介護給付費の利用者負担割合 サービス費の1~2割		サービス費の1~2割	運営者が設定(無償も可)